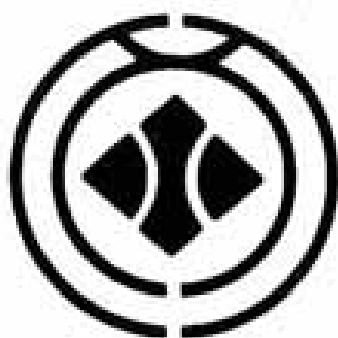


平成 22 年度決算版

小鹿野町財務書類の分析
(普通会計分)

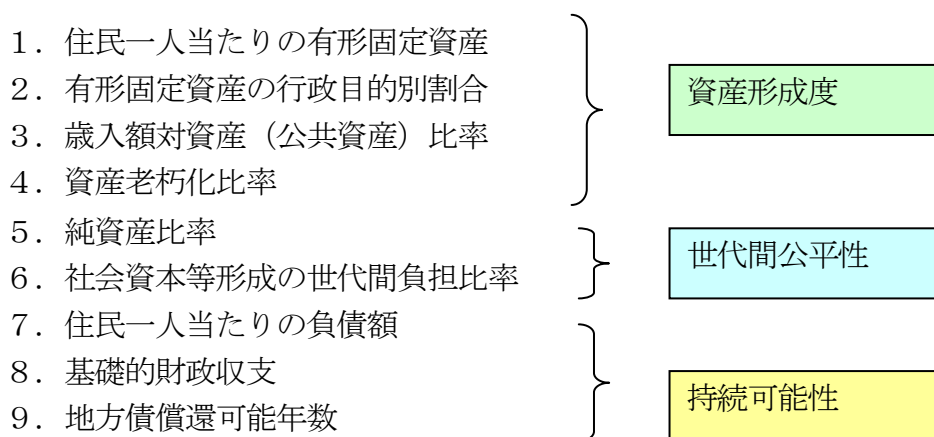


小鹿野町では、国の「新地方公会計制度」に基づき、「総務省方式改定モデル」に基づき、財務書類4表を作成しました。

今回の改訂モデルでは、本来、道路や学校などの公共資産は貸借対照表上資産評価により算出すべきところですが、事務処理の負担軽減を図るため、既存の決算統計数値などに基づき、簡易的に公共資産の数値が導き出されています。

したがって、ある程度の目安にはなりますが、正確なものではありません。今後、土地・建物・物品等の資産台帳を整備に合わせて資産評価も行い、数値の精度を高めていきますので、予めご了承ください。

次に、平成22年度一般会計決算における財務書類の解説を以下の項目により示します。



1. 住民一人当たりの有形固定資産

《算式：有形固定資産合計額÷住民基本台帳人口》

【26,575,877千円】 【13,604人・H23.3.31人口】 : **1,953,534円**

この数値は社会資本の整備度を表す指標で、住民一人当たりになんだけの公共資産で環境整備が行われているかを意味します。

この数値が低すぎると、住民に対するサービスが満足に提供できていない可能性が考えられ、逆に高すぎる場合は過度のサービス提供が財政を圧迫している可能性が考えられます。

2. 有形固定資産の行政目的別割合

貸借対照表の有形固定資産の行政目的別割合をみることにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重を把握できます。通常、生活インフラ・国土保全、教育が大きい割合を占めますが、市町村によってかなりバラつきがみられます。特に産業振興の割合については、農村部・漁村部では高い傾向にあります。

小鹿野町においても、生活インフラ・国土保全の42.9%に続いて、24.3%と産業振興の割合が高くなっています。

※平成21年度熊谷市の指標では、産業振興の占める割合は2.9%となっています。

3. 歳入額対資産（公共資産）比率

《算式：資産合計÷歳入総額（資金収支計算書各収入＋期首歳計現金残高）》

【31,362,694】 【7,083,487】 : **4.4**

当年度の歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかをみることができます。割合が高いほど資産の整備に重点を置いてきたことを表します。

平均的な値は、3.0～7.0の間と言われています。

4. 資産老朽化比率

《算式：原価償却累計額÷（有形固定資産－土地＋原価償却累計額）》

【27,247,783】 【26,572,525】 【3,595,374】 【27,247,783】 : **54.4%**

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に比べて償却資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。値が100%に近くなるほど施設の老朽化が進

んでいます。

また、平均的な数値は、30～50%といわれています。

5. 純資産比率

《算式：(純資産合計) ÷ (資産合計)》

【22, 790, 247】 【31, 362, 694】 : **72.7%**

資産のうち、どの程度が正味の資産、すなわち住民の持分であることを示しています。また、純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動されたことを意味します。純資産の減少は、地方債という形で将来世代に負担が先送りされたことを意味します。

この割合が高いほど財政状況が健全であるといえ、自治体では一般的に60%程度が標準といわれています。

6. 社会資本等形成の世代間負担比率

《算式：(地方債残高+未払い金) ÷ (公共資産+投資等)》

【5, 985, 667】 【29, 124, 294】 : **20.5%**

公共資産のうち、どの程度を地方債に依存しているかを表す指標です。この値が高いほど将来世代が公共資産の形成コストを負担しなければならないことを意味します。

自治体では、一般的に15～40%の間が標準といわれています。

7. 住民一人当たりの負債額 (H23. 3. 31 人口：13, 604 人)

普通会計 住民一人当たりの貸借対照表

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
1 公共資産	1,954	1 固定負債	572
(1) 有形固定資産	1,953	(1) 地方債	436
(2) 売却可能資産	0	(2) 長期未払金	3
		(3) 退職手当引当金	133
		(4) 損失補償等引当金	0
2 投資等	187		
(1) 投資及び出資金	160	2 流動負債	58
(2) 貸付金	2	(1) 翌年度償還予定地方債	51
(3) 基金等	20	(2) 短期借入金	0
(4) 長期延滞債権	7	(3) 未払金	1
(5) 回収不能見込額	△2	(4) 翌年度支払予定退職手当	0
		(5) 賞与引当金	6
		負債合計	630
3 流動資産	165	純資産の部	
(1) 現金預金	163	1 公共資産等整備国県補助金等	588
(2) 未収金	0	2 公共資産等整備一般財源等	1,298
① 地方税	2	3 その他一般財源等	△211
② その他	0	4 資産評価差額	0
③ 回収不能見込額	0	純資産合計	1,675
資産合計	2,305	負債・純資産合計	2,305

前頁の表は、貸借対照表の各数値を平成23年3月31日現在の数値で除した値となっている住民一人当たりの貸借対照表です。

当町では、負債額63万円に対し、資産額230万5千円で、資産額が負債額を大きく上回っている状況となっています。

8. 基礎的財政収支

$$\begin{aligned} &\ll \text{算式：(収入総額－繰越金除－地方債発行額－基金取崩額)－} \\ &\quad \mathbf{[7,083,489]} \quad \mathbf{[411,031]} \quad \mathbf{[123,200]} \quad \mathbf{[0]} \\ &\quad \text{(支出総額－地方債元利償還金－基金積立金) \gg} \\ &\quad \mathbf{[6,664,195]} \quad \mathbf{[707,675]} \quad \mathbf{[314,241]} \quad \mathbf{: 906,470} \end{aligned}$$

この値がプラスであれば、経済成長率が長期金利を下回らない限り、経済規模に対する地方債の比率は増加せず、持続的な財政運営であるといえます。

9. 地方債償還可能年数

$$\begin{aligned} &\ll \text{算式：地方債残高} \div \text{(経常的収支－地方債発行－基金取崩額) \gg} \\ &\quad \mathbf{[5,926,830]} \quad \mathbf{[1,527,444]} \quad \mathbf{[123,200]} \quad \mathbf{[0]} \quad \mathbf{: 4.2 \text{年}} \end{aligned}$$

自治体の抱えている地方債を経常的に確保できる資金で返済した場合に何年で返済できるかを表す指標で、借金の多寡や債務返済能力を測る指標です。

地方債の償還可能年数の平均的な値は、3～9年といわれています。

※1. 「総務省基準モデル」

企業会計実務を基に、地方公共団体の特殊性を加味した作成方法です。財務書類を作成するに当たり、開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づいて作成し、ストック・フォロー情報を公正価値で把握したうえで、個々の歳入歳出データを発生主義により複式記帳して作成することを前提としています。このため、取引ごとに元帳・伝票に遡って検証が可能であり、より精度の高い財務書類の作成が可能となります。

※2. 「総務省改定モデル」

目指す方向は基準モデルと同じですが、各地方公共団体のこれまでの取り組みや作成事務の負荷を考慮して、公有財産の発生主義による取引情報を、固定資産台帳や個々の記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを認めている作成手法です。このため、公有財産等の貸借対照表計上額にやや精度を欠くという課題はあります。